

岩手県告示第432号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年5月20日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社美和工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野二丁目5番31号
 - ウ 代表者の氏名 小泉浩子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第3143号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年5月7日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年6月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ミヤ電気商会
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎二丁目1番15号
 - ウ 代表者の氏名 菅原修次
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第4713号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年6月17日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年5月23日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社西和水道土木
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町湯田21地割175番地3
 - ウ 代表者の氏名 高橋宏明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第6926号
- (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和6年5月21日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年5月20日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山口土木
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前22番地1
 - ウ 代表者の氏名 山口直樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7850号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設

工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年6月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社誠和電設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢字高屋敷27番地11

ウ 代表者の氏名 渡邊智昭

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第8157号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年6月4日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年5月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ニチダン盛岡

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市乙部30地割72番地3

ウ 代表者の氏名 佐藤公信

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第20940号

(3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月2日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年6月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社マルイワ電機住設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町469番地3

ウ 代表者の氏名 岩間陽尚

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第40252号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年6月14日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年5月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ジェイエムサポート

イ 主たる営業所の所在地 一関市字沢161番地117

ウ 代表者の氏名 菅原仁

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第70074号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月23日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和6年5月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大内田建設有限会社

イ 主たる営業所の所在地 久慈市田屋町第1地割30番地10

ウ 代表者の氏名 大内田雅史

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第140037号

(3) 処分の内容 建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年5月8日付けで建築工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。